

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 戒告

職員の職場内での暴行騒ぎ

被処分者	主事 56歳
事案の内容	被処分者は、令和4年9月、事務室内において、車両の利用について同僚の職員と口論になり、その最中に立ち上がり声を荒げ、事務室の外に連れ出すような発言をし、同僚の職員の左腕を触れる行為により恐怖感を与え、職場内の秩序を乱した。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和4年12月13日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号